

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL 03(5651)7301 FAX 03(6262)7494

○〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4-1 新々会館9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>



新年のご挨拶

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会
会長 上田 禎昭

あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持ちも新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の各種規制が撤廃されたことから経済活動は回復に向かい、人流も回復してインバウンドの増加などにより活発な経済活動を取り戻した一方で、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の長期化に加え、パレスチナのイスラム組織がイスラエルに大規模な襲撃を仕掛けたことに端を発した紛争が激化して、中東全体が戦火に包まれる懸念が高まり、先行き不透明な状況が続いています。また、気候変動の影響により近年頻発化、激甚化している豪雨や台風による災害が全国各地で発生し、河川の氾濫等による甚大な被害を受けた1年となりました。建設市場においては、歴史的な円安に起因するエネルギーと建材・資材価格の高騰など、建設業にとってもコスト負担がより重いものとなった年でした。

このような状況のなか、昨年4月1日に働き方改革関連法の改正が建設業にも適用され、労働時間の上限が厳格に規制されたことにより今まで以上に効率的な業務運営が求められましたが、建設業の労働時間は全産業平均より長く、週休2日制の導入も遅れているのが現状です。長時間労働の常態化や休日の少なさは、若手の業界離れを加速させる要因につながっています。後期高齢者の人口割合が増え、極端な少子・超高齢社会が進行する現在において、建設業の担い手不足が一層深刻化しています。そこで政府は、昨年6月21日「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」を公布しました。これにより、技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成と確保を目的とする新たな在留資格として育成就労制度が創設されます。この制度は外国人労働者のスキル向上とキャリア形成を支援し、日本での長期的な就労を

促進するとともに多様な業界での労働力を確保することを目指しており、育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定することとしています。分野別運用方針においては、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込み数を設定し、これを受入れ人数の上限に運用するとして、2027年開始予定、移行期間3年、新制度への完全移行30年を予定しています。

また、この4月からは省エネ基準の全面的な適合義務化と建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し等が行われます。建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の審査の一部を省略できる4号特例が縮小され、木造2階建て住宅と延べ200平方メートルを超える木造平屋住宅などが該当する新2号建築物と、述べ面積200平方メートル以下の木造平屋住宅が該当する新3号建築物が新設されます。さらに、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて建築物省エネ法が改正され、原則すべての建築物の新築・増改築時における省エネ基準適合が義務付けられます。

このようにこれからの建設業界は構造的な改革が控えておりますが、全中連では会員の皆様に対して迅速な情報の提供に努めますとともに、外国人技能者支援事業や建設キャリアアップシステムの登録、石綿取扱い作業従事者特別教育やフルハーネス型墜落制止用器具特別教育、職長・安全衛生責任者教育などの各種安全衛生教育、全中連保険制度などを通して会員のサポート体制をより一層強化する所存です。

本年も業界の更なる発展と会員皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

令和7年 正月

令和6年度 全国事務局長会議開催

令和6年度の全国事務局長会議が10月18日（金）、東京都中央区の東京証券会館で開催されました。全中連トータルサポートプランなどの保険について、引受保険会社の損害保険ジャパンと取扱幹事代理店のワイズマンの担当者による申し込み手続きや制度内容、補償等の説明に続いて、外国人技能者支援事業や建設キャリアアップシステム代理登録申請など令和6年度上半期事業報告が行われました。

令和6年度下半期事業計画では、今年度から新たに実施するフルハーネス型墜落制止用器具特別教育や足場の組立て等特別教育、職長・安全衛生責任者教育の講習会実施要領などについて説明と意見交換が行われました。



第40回理事会開催

第40回理事会が10月18日（金）、令和6年度全国事務局長会議終了後に同会場で開催されました。上半期の事業報告と予算執行状況報告に続いて審議が行われ、会員団体から推薦された模範的な優秀技能者表彰について選考委員会の審査により本年度は2名の受賞が決まりました。また、入退会に関する規程の改正など上程された議案はすべて承認され、理事会は閉会しました。



CCUS技能者登録150万人超える

建設業振興基金は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能者登録数が150万人を超えたと発表しました。11月末時点の技能者登録数は156万4978人、事業者登録数は28万2352者で、このうち一人親方の登録者数は9万6766者となっています。

20年の国勢調査ベースで見ると建設技能者は253万1280人で、約6割の技能者がCCUSに登録したことになります。累計の就業履歴数は1億7345万9240件（24年度は2383万8759件）となっています。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL: 03-5652-7001 FAX: 03-5652-7035

講習会開催 石綿特別教育・フルハーネス・足場組立

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、石綿取扱い作業従事者特別教育とフルハーネス型墜落制止用器具特別教育、足場の組立て等特別教育が北陸建設業協会と建設人材支援機構の共催により、石川県地場産業振興センター（金沢市）において実施しました。

石綿等が使用されている建築物の解体等を行うときは、石綿取扱作業従事者特別教育の修了者を就かせること、高所作業での墜落事故などの労働災害を防止するため特に墜落の危険性の高い業務に従事する者はフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を受講すること、足場の組立てと解体または変更の作業に従事する者は足場の組立て等特別教育を受講することが義務付けられています。

石綿取扱い作業従事者特別教育



令和6年10月11日(金)開催

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育



令和6年10月17日(木)開催

足場の組立て等特別教育



令和6年10月18日(金)開催

建設投資見通し 25年度住宅着工は78.3万戸予測

建設経済研究所（東京都港区）は建設経済モデルによる建設投資の見通しを示し、2025年度の住宅着工戸数は、前年度比1.5%減の78万3200戸と予測しました。

建設コストの上昇や金利の先高観が住宅需要を抑制する状況が続き、24年度よりもさらに減少すると見通しています。民間住宅投資額はコスト増などで0.8%増の17兆1400億円の予測です。

なお、24年度の住宅着工戸数は前年度比0.7%減の79万4900戸、民間住宅投資額は前年度比1.9%増の17兆100億円と推計しています。

建設技能人材機構 臨時総会開催される

建設技能人材機構（東京都港区）の第9回臨時総会が11月28日（木）、東京都千代田区のパレスホテル東京で開催されました。

正会員と賛助会員の入会状況に続いて令和6年度事業計画の進捗状況と今後の課題等について報告が行われ、日本国内及びインドネシアやフィリピンなど海外で実施する特定技能1号と2号の評価試験の実施など、すべての事業において前年度を上回る実績をあげているとの説明がありました。

監事の任期に関する定款の変更と役員を選任に関する議決事項はともに承認され、臨時総会は閉会しました。



外国人就労管理システム(特定技能制度・建設分野)について

外国人就労管理システムとは

建設業で特定技能外国人を雇用するには「建設特定技能受入計画」を国土交通大臣に提出して認定を受ける必要があります。「建設特定技能受入計画」を作成・申請するオンラインシステムが「外国人就労管理システム」です。新たに特定技能外国人を雇用した、特定技能外国人が退職した、全中連を退会したなどの事例が発生した場合は「外国人就労管理システム」に即時データを入力する必要があります。

建設分野の特定技能制度に関するよくあるご質問・お問い合わせ【国土交通省ホームページ】

●よくあるご質問

- ・特定技能制度(建設分野)の制度全般について

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001603111.pdf

- ・システム操作について(よくある質問とその対応方法)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001484149.pdf

●お問い合わせ先

- ・建設分野の特定技能制度全般に関するお問い合わせ先

建設技能人材機構(JAC) ヘルプデスク: TEL.0120-220-353 (平日 9:00~17:30)

- ・建設特定技能受入計画の審査に関するお問い合わせ先

管署名(所管区域)	住所・担当部署	連絡先
北海道開発局 (北海道)	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線: 5885)
東北地方整備局 (青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県)	仙台市青葉区本町3-3-1 建政部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局 (茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県)	さいたま市中央区新都心2-1 建政部建設産業第一課	建設特定技能受入計画申請に 関する問い合わせフォーム https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=tokuginou.html
北陸地方整備局 (新潟県、富山県、石川県)	新潟市中央区美咲町1-1-1 建政部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 (静岡県、愛知県、岐阜県、 三重県)	名古屋市中区三の丸2-5-1 建政部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 (福井県、京都府、滋賀県、 奈良県、大阪府、和歌山県、 兵庫県)	大阪市中央区大手前3-1-41 建政部建設産業第一課	TEL 06-6942-1141
中国地方整備局 (鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県)	広島市中区八丁堀2-15 建政部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231 (内線: 6156,6158)
四国地方整備局 (徳島県、香川県、愛媛県、 高知県)	高松市サンポート3-33 建政部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 (福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県)	福岡市博多区博多駅東2-10-7 建政部建設産業課	TEL 092-471-6331
沖縄総合事務局 (沖縄県)	那覇市おもろまち2-1-1 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(Q31) 建設業許可申請の添付書類である履歴事項証明書とはどのような書類ですか？また、どこで取得することができますか？

(A31) 申請者が法人である場合に必要となる書類で、法人の登記事項が記載された公的な証明書類です。また、履歴事項証明書は法務局で取得することができます。

(Q32) 建設業許可申請を書面で行う場合、申請書類や添付書類はそれぞれ何部作成するのですか？

(A32) 申請先によって異なりますが、正本1部及び副本1部を必要としている場合が多いです。

申請先によっては副本が2部必要になるなど細かな違いがある場合があります。

詳しくは申請先の都道府県及び地方整備局に確認してください。

(Q33) 建設業許可を申請する際には手数料が必要になるのですか？

(A33) 許可申請の内容により、以下の手数料が必要となります。

申請区分	許可の種類	
	知事許可	大臣許可
新規許可	90,000円	150,000円
更新許可	50,000円	50,000円
業種追加	50,000円	50,000円

(Q34) 建設業許可の申請後、許可が下りるまでにはどれくらいかかりますか？

(A34) 許可が下りるまでの審査期間は「標準処理期間」といいますが、都道府県知事許可と大臣許可で異なります。

都道府県知事許可の場合は都道府県ごとに標準処理期間が定められており、概ね1～2ヶ月程度が一般的です。

大臣許可の場合は標準処理期間が4ヶ月程度とされているため、知事許可よりも余裕を持って申請する必要があります。

(Q35) 建設業許可を取得した場合、看板（標識）は必ず掲示しなければなりませんか？

(A35) 建設業許可を取得した者は、店舗（事務所）及び工事現場毎に標識を設置することが義務付けられています。

また、標識に記載しなければならない項目についても次のとおり定められています。

（店舗掲示用は1～4、工事現場掲示用は1～5）

- 1 一般建設業又は特定建設業の別
- 2 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- 3 商号又は名称
- 4 代表者の氏名
- 5 主任技術者又は監理技術者の氏名

国税庁 インボイス「2割特例」適用確認用フローチャート更新

国税庁はこのほど、インボイス発行事業者向けの「2割特例特設ページ」で、2割特例が適用可能かを確認するためのフローチャートを更新しました。インボイス制度の開始から1年が経過し、開始以降も細かなルールや解釈が随時変更されていることから、インボイス制度の内容を改めて確認しておく必要があるとしています。

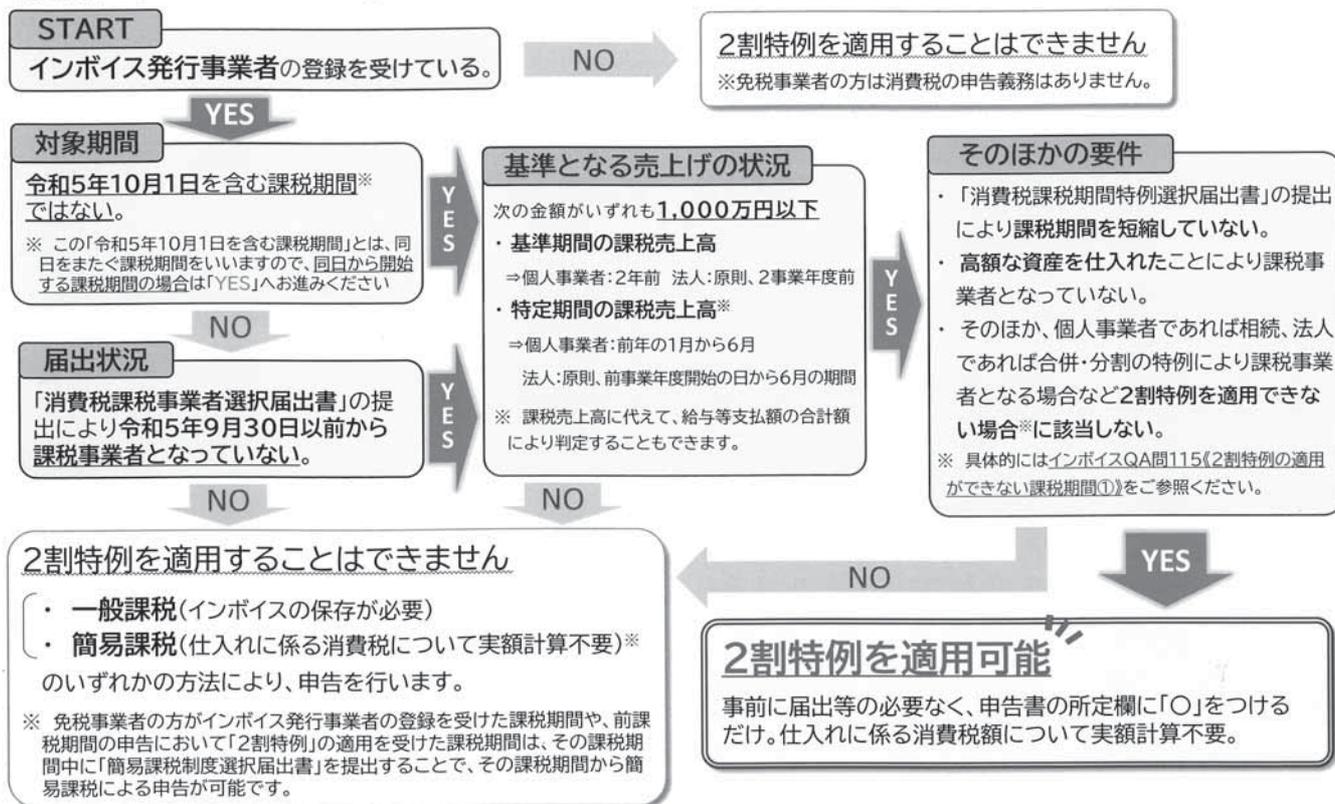
インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート



(令和6年9月版)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)



国税庁 消費税2割特例特設ページより「2割特例適用可否フローチャート」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった小規模事業者を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。2023年10月1日から26年9月30日に属する課税期間に適用できます。

もともと小規模事業者の負担を軽減することを目的とした特例でしたが、適用要件や手続きが複雑で、事業者にとっては理解が難しい部分もあることから国税庁では、イラストなどで2割特例を分かりやすく解説する特設ページを開設し、随時コンテンツの見直しを行っています。

2割特例の適用要件は、主に①インボイス発行事業者を受けている、②基準期間(個人事業者：2年前、法人：2事業年度前)の課税売上高(個人事業者：前年の1～6月、法人：前事業年度開始の日から6月の期間)が1000万円以下の2点です。

ただし、資金繰りなどのために消費税課税期間特例選択届出書を提出し、課税期間を短縮している場合、土地や建物、車両など高額な資産を仕入れたために課税事業者となっていなかった期間などについては2割特例の対象外となります。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等()自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事中仮設物、工事中仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事中材料・工事中仮設材について補償します。
(4) 工事中材料、工事中仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 ＜事業者用プラン＞役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員（アルバイト）、下請負人及びその構成員（派遣社員は含みません）。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 ＜一人親方プラン＞一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています（申込み締切り：毎月20日）。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-7301）までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

建設業許可に伴うご相談は行政書士・各都道府県の行政書士会へ

建設業許可全般における申請手続や様々な相談などについては専門家である行政書士に依頼してください。なお、行政書士が見つからない場合は下記に掲載しております各都道府県の行政書士会に直接お問合せください。

47都道府県行政書士会 連絡先(電話番号)			
北海道行政書士会	011-221-1221	滋賀県行政書士会	077-525-0360
青森県行政書士会	017-742-1128	京都府行政書士会	075-692-2500
岩手県行政書士会	019-623-1555	大阪府行政書士会	06-6943-7501
宮城県行政書士会	022-353-7213	兵庫県行政書士会	078-371-6361
秋田県行政書士会	018-864-3098	奈良県行政書士会	0742-95-5400
山形県行政書士会	023-642-5487	和歌山県行政書士会	073-432-9775
福島県行政書士会	024-973-7161	鳥取県行政書士会	0857-24-2744
茨城県行政書士会	029-305-3731	島根県行政書士会	0852-21-0670
栃木県行政書士会	028-635-1411	岡山県行政書士会	086-222-9111
群馬県行政書士会	027-234-3677	広島県行政書士会	082-249-2480
埼玉県行政書士会	048-833-0900	山口県行政書士会	083-924-5059
千葉県行政書士会	043-227-8009	徳島県行政書士会	088-679-4440
東京都行政書士会	03-3477-2881	香川県行政書士会	087-866-1121
神奈川県行政書士会	045-641-0739	愛媛県行政書士会	089-946-1444
新潟県行政書士会	025-255-5225	高知県行政書士会	088-802-2343
富山県行政書士会	076-431-1526	福岡県行政書士会	092-641-2501
石川県行政書士会	076-268-9555	佐賀県行政書士会	0952-36-6051
福井県行政書士会	0776-27-7165	長崎県行政書士会	095-826-5452
山梨県行政書士会	055-237-2601	熊本県行政書士会	096-385-7300
長野県行政書士会	026-224-1300	大分県行政書士会	097-537-7089
岐阜県行政書士会	058-263-6580	宮崎県行政書士会	0985-24-4356
静岡県行政書士会	054-254-3003	鹿児島県行政書士会	099-253-6500
愛知県行政書士会	052-931-4068	沖縄県行政書士会	098-870-1488
三重県行政書士会	059-226-3137		

令和6年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間

実施期間 令和6年12月1日～令和7年1月15日

スローガン 無事故の歳末 明るい正月

年末年始は工事の輻輳化による労働災害の増加や冬の季節特有の災害に注意して、安全・健康への思いも新たに無事故無災害に努めましょう。

